2　前項に規定するもののほか、法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第一項第二号又は第三号（法第十九条の二第五項第一号に該当する場合に限る。）に該当することとなった旨の届出をしようとする場合には、前項の届出書にその旨を証する書面を添えて、認定地方公共団体の長に提出しなければならない。

3　認定地方公共団体の長は、第一項の届出をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の七第四項、第五項若しくは第六項又は第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（登録の抹消の通知等）

**第十条**　認定地方公共団体の長は、法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十六条の規定により地域限定特例通訳案内士の登録を抹消したときは、その旨を登録の抹消の処分を受けた者に通知しなければならない。

2　前項に規定する者（法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証を認定地方公共団体の長に返納しなければならない。

（登録簿の登録の訂正等）

**第十一条**　認定地方公共団体の長は、法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の規定による届出があったとき、又は法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の登録を抹消したときは、登録簿の当該地域限定特例通訳案内士に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。

（証明書の様式）

**第十二条**　法第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の証明書は、別記第六号様式による。

（聴聞の方法の特例）

**第十三条**　認定地方公共団体の長は、法第十九条の二第九項において読み替えて準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、あらかじめ、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

（団体の届出）

**第十四条**　法第十九条の二第十項において読み替えて準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体は、その設立の日から二週間以内に、次に掲げる事項を当該団体を構成する地域限定特例通訳案内士の業務区域を管轄する認定地方公共団体の長に届け出なければならない。

一　目的
二　名称
三　設立年月日
四　法人の設立について許可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称
五　事務所の所在地
六　役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所
七　社団である場合には、構成員の氏名（構成員が社団又は財団である場合には、その名称及び役員又は代表者若しくは管理人の氏名）
八　当該認定地方公共団体の長の許可に係る法人以外の社団又は財団にあっては、定款若しくは寄附行為又は規約

2　前項の規定により届出をした団体は、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、二週間以内に、その旨を書面で認定地方公共団体の長に届け出なければならない。

3　第一項の規定により届出をした団体が解散したときは、解散のときの役員又は代表者若しくは管理人は、二週間以内に、その解散事由を認定地方公共団体の長に届け出なければならない。

附則の次に次の六様式を加える。

別記

第一号様式（第三条関係）

地域限定特例通訳案内士登録簿

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 資格を取得した外国語の種類 | 代理人（非居住者に限る。） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

（日本工業規格　A列4番）